

コンプライアンスの考え方

「信頼される会社」をつくり、不祥事のリスクを管理する

梅田総合法律事務所 弁護士 沢田 篤志
弁護士 中村 昭喜

▶ POINT

- ① コンプライアンスとは、法令遵守のみならず社会規範の遵守を含む概念です。
- ② 時代とともに変化する社会規範に敏感であり、素朴な正義の感覚を忘れないことがコンプライアンス対応の出発点です。
- ③ 企業不祥事のリスクを防止するためには、企業の姿勢として、「公正・誠実であること（フェアであること）」、「安全・安心を提供すること」、「隠ぺいをしないこと」が重要です。

1 コンプライアンスとは

近年、企業不祥事による経営へのリスクに対処するために、コンプライアンスの重要性が強調されています。

「コンプライアンス」という言葉の意味は、多くの場合「法令遵守（順守）」と説明されます。その説明は誤りではありませんし、「法令遵守」は当然重要です。しかし、企業不祥事のリスクを管理するためには、そのように狭い意味で理解するだけでは不十分です。企業不祥事が発生してしまった際に、企業が「違法ではない」と説明するだけでは、社会の納得を得られず、かえって不誠実な印象を与えてしまうことがあります。

コンプライアンスの取り組みにおいては、「法令遵守」に加えて、「社会規範の遵守」を意識する必要があります。ここでいう「社会規範」は、社会が企業に期待するもの、と言い換えることができます。「社会規範」は、社会通念や人々の意識の変化等によって変わります。そのため、10年前、20年前であれば問題視されなかったような事柄が今日の社会では容認されないというようなことも少なくありません。

過去の企業不祥事の事例に照らすと、社会が企業に期待する「あるべき姿」の要点として、以下の3つを挙げることができます。

- ① 公正・誠実であること(フェアであること)
- ② 安心・安全を提供すること
- ③ 隠ぺいをしないこと

2 「公正・誠実であること(フェアであること)」

当たり前のことのようにですが、コンプライアンスを考えるにあたって、最も基本的なキーワードは、「公正・誠実であること(フェアであること)」です。

ここでは、素朴な正義の感覚が重要です。例えば、何らかの行為に躊躇を感じたとき、「この行為は、家族に胸を張って説明できるものかどうか」といった視点で考えることが有益です。

大切な点は、判断者は「社会一般の目」だということです。どんな組織にも、大なり小なりその内部で通用してきた「組織内慣行」があると思いますが、その中に、問題のある慣行が、妥当性が十分に検証されないまま、「他社もやっている」、「公にならなければよい」等の理由で、多少の疑問や後ろめたさがありながら温存されている場合があります。近年の食品の産地偽装に関する不祥事の実例などは、まさに、業界内・組織内の「常識」と社会一般の価値観との間でズレが生じていたことが原因であったと思われます。

企業が社会からの信頼を得て中長期的に発展していくためには、コンプライアンスの取り組みが大切です。そして、コンプライアンスの取り組みにおいては、まず「公正・誠実」を重視する経営陣の意識と行動が重要です。経営陣の真摯な取り組みがなければ、従業員は、それを敏感に察知し、問題ある行為を行っても組織に短期的な利益をもたらす者だけが評価されるという認識をもってしまいます。

3 「安全・安心を提供すること」

社会は、「安全・安心」にかかわる問題については非常に敏感です。

近年の重大な企業不祥事の実例では、免震建材の性能偽装に関する事案、車のエアバッグに関する事案等が思い起こされます。性能表示等を偽るなどして「安全・安心」を軽視した行為には、厳しい非難が加えられます。

特に生命・健康等に関する分野においては、具体的な危険の有無にかかわる「安全」のレベルにとどまらず、より抽象的な不安・懸念にも対応し「安心」を提供できているか、丁寧な説明や正確な情報開示をしているか等についても、社会から注視されています。

4 「隠ぺいをしないこと」

不祥事が起こってしまった場合、絶対に「隠ぺい」をすべきではありません。ここでいう「隠ぺい」には、公表の先送りや、故意に不十分な情報開示をすることも含まれます。

不都合な出来事を隠す行為は、社会の信頼を意図的に裏切る行為であり、また、本質的な問題点について小手先の対応を選択することでもあります。

「隠ぺい」をしたこと自体が二次的不祥事となり、本来の問題以上に社会からの非難を受けてしまった事例は、残念ながら少なくありません。

大手外食企業で無認可添加物使用等の不祥事が起きて当該企業の取締役の責任が追及された著名な訴訟事件で、裁判所は、「取締役が、事実を認識した後で積極的に公表すべきであったのにそれを怠り、企業の信頼喪失の損害を最小限度に止める方策をとらなかった」という理由で、善管注意義務違反による損害賠償を命じました。役員の法的責任という観点から見ても、「隠ぺい」は、採ってはならない選択肢だといえます。

5 まとめ

企業不祥事は、企業の社会的信用を失わせ、ときには企業の存続に影響する事態に至ることもあります。コンプライアンスの取り組みは、企業不祥事のリスクを管理するためのものですが、同時に、社会からの信頼を高め、「いい会社」と評価される企業の風土を作ることにもつながります。企業価値の中長期的な向上のために、コンプライアンスは極めて重要です。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更できます。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有いただけます。電話またはメール(newsletter@umedasogo-law.jp)でお気軽にお申し出ください。

COLUMN

先日、機会があって久しぶりに出身ロースクールである立命館大学朱雀キャンパスを訪れました。

ロースクールの授業の特徴は双方向授業にあり、教授が一方向的に話すのではなく、学生との対話形式で授業が進みます。私に限らず、ロースクール出身者には、授業中に教授から問いかけられた際、返答に窮してあたふたした経験が少なからずあると思います(今となっては良い思い出です)。

今回、キャンパスを訪れ、司法試験合格を目指して頑張った「あの頃」を懐かしく思い出すとともに、あの頃目指した弁護士像に少しでも近づけるようにこれからも頑張ろうと思いを新たにしました。

(弁護士 石田真由美)

梅田総合法律事務所

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番5号 大阪三菱ビル6階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

<http://www.umedasogo-law.jp>

UMEDA SOGO NEWS LETTER